

守谷市男女共同参画推進条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野(以下「社会分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者及び市内に活動拠点を置く市民活動団体に所属する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 営利・非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべてのものをいう。</p> <p>(5) 性自認 自己の性別の認識のことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野(以下「社会分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者及び市内に活動拠点を置く市民活動団体に所属する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 営利・非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべてのものをいう。</p> <p>(新設)</p>

(6) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する身体的、精神的、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じる乳幼児及び高齢者への暴力的な行為をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、若しくは当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(9) パワー・ハラスメント 就労上、教育上又は能力上の優越的力関係及び世代、性別による意識の相違を背景にして、本来の業務又は指導の領域を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動により、相手方の意欲及び生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(権利侵害の禁止)

第7条 市民の誰もが、社会分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別若しくは性自認又は性的指向を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) パワー・ハラスメント

(新設)

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する身体的、精神的、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じる乳幼児及び高齢者への暴力的な行為をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、若しくは当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(7) パワー・ハラスメント 就労上、教育上又は能力上の優越的力関係及び世代、性別による意識の相違を背景にして、本来の業務又は指導の領域を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動により、相手方の意欲及び生活環境を害し、又は当該相手方に不利益を与える行為をいう。

(権利侵害の禁止)

第7条 市民の誰もが、社会分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) パワー・ハラスメント

(相談及び意見等への対応)

第12条 市は、性別若しくは性自認又は性的指向を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応をするよう努めなければならない。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して市民等からの苦情その他の意見があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするよう努めなければならない。

(相談及び意見等への対応)

第12条 市は、性別を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応をするよう努めなければならない。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して市民等からの苦情その他の意見があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするよう努めなければならない。